

平成 21 ~ 22 年度消費者委員会活動報告

平成 22 年 9 月
消費者委員会

本報告は、平成 21 年 9 月 1 日までの消費者委員会の発足までの経緯、および平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までの一年間の消費者委員会の活動についてまとめたものである。

目 次

はじめに

～委員長巻頭言「消費者委員会の1年と今後の機能強化に向けて」～ 3

第1章 消費者委員会の発足 6

1. 消費者庁・消費者委員会設置法等の制定 6

2. 消費者委員会の所掌事務等 6

3. 消費者委員会の発足 7

第2章 平成21～22年度の消費者委員会の取組み 8

1. 委員会会合 8

(1) 総論

(2) 主な審議事項

消費者基本計画策定にあたっての審議およびその後の検証・評価・監視について

() 消費者基本計画策定にあたっての審議

() 消費者基本計画策定後の検証・評価・監視について

消費者委員会からの建議

・自動車リコール制度に関する建議

消費者委員会からの意見表明等

・自動車用フロアマットのアクセルペダル等への影響について

・地方消費者行政の充実強化に向けて

・未公開株等投資詐欺被害対策について(提言)

・消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点

・こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全

性についての法整備に関する提言

諮問を受けて答申を行った事項等

その他

2. 部会・専門調査会等における審議 12

(1) 新開発食品調査部会

() 新開発食品評価第一調査会

() 新開発食品評価第二調査会

(2) 食品表示部会

(3) 消費者安全専門調査会

() 製品事故情報の公表等に関する調査会

(4) 地方消費者行政専門調査会

(5) 公益通報者保護専門調査会

- (6) 個人情報保護専門調査会
- (7) 集団的消費者被害救済制度専門調査会

3 . 調査 15

- (1) 地方消費者行政の実態調査
- (2) 自動車リコール制度に関する実態調査

4 . 外部との意見交換等 16

- (1) 地方懇談会
- (2) 消費者団体ほか関係団体等との意見交換会
- (3) 消費者委員会宛て意見書・要望書
- (4) 消費者委員会からの情報発信
- (5) 消費者委員会委員と海外の消費者行政関係者との意見交換

資料 19

はじめに ～委員長巻頭言「消費者委員会の1年と今後の機能強化に向けて」～

消費者委員会委員長 松本恒雄

消費者委員会は昨年9月1日に発足し、その日に第1回委員会を開催して以来、本年8月末までの1年間で、33回の本委員会を開催したほか、部会、専門調査会、地方懇談会、消費者団体等との意見交換会、傍聴者との意見交換会、多数の委員間打ち合わせ会合などを行ってきました。消費者庁と消費者委員会という2つの行政機関の組み合わせは、他に類似のものがなく、消費者委員会の運営のモデルとすべきものではありません。そのため、よりよい運営をめざして、過去1年間試行錯誤を重ねてきているというのが実状です。

消費者委員会には、次の3つの役割があります。

第1に、国民生活審議会を初めとした6つの既存の審議会の機能を引き継いで、法律の規定に基づいて意見を述べたり、内閣総理大臣や関係大臣、消費者庁長官の諮問に応じて消費者政策の重要事項について調査審議するという審議会的機能です。消費者庁が何かをする場合に、消費者委員会の意見を聴かなければならないとされている法律として、消費者基本法、消費者安全法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止方法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質確保の促進等に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法、個人情報保護に関する法律があります。さらに、特定保健用食品（トクホ）の表示の許可については、内閣府令で消費者委員会の意見を聴くものとされています。

第2に、与野党による政府案の修正によって付け加えられた消費者庁を含む消費者行政全般に対する監視機能です。消費者庁及び消費者委員会設置法では、「監視」という言葉は使われていませんが、参議院消費者問題に関する特別委員会の附帯決議5項では、「消費者行政の司令塔である消費者庁及び消費者行政全般の監視機能を果たす消費者委員会」と述べて、それぞれの組織の端的な性格付けをしています。

「監視」には、次のような3つの意味が含まれていると考えられます。

まず、消費者政策や消費者の安全にとって重要な問題を消費者委員会自らが取り上げて、調査審議した上で、内閣総理大臣、関係大臣や消費者庁長官に建議をしたり、内閣総理大臣に勧告をしたりするという法律に基づいたフォーマルなものです。そのため、消費者委員会には、関係行政機関の長に対して資料提出を要求する権限や説明を求める権限、勧告に基づいて講じた措置について内閣総理大臣から報告を求める権限が与えられています。

次に、内閣が決定する消費者基本計画の進捗状況を検証・評価・監視するという場合です。消費者基本計画の検証・評価・監視自体は内閣総理大臣を長とする消費者政策会議が行うというのが消費者基本法の仕組みですが、消費者政策会議の取りまとめに際して消費者委員会の意見を聴かなければならないとされているので、消費者委員会が検証・評価・

監視に積極的に関与することになります。消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)では、この点について、「毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行います」と表現されています。

最後に、日々発生する消費者問題とそれに対する関係行政機関、事業者団体、消費者団体等の取り組みについて注視し、適宜、意見を表明していくことです。

審議会的機能と監視機能に加えて、第3に、消費者委員会には、消費者の声を消費者行政に直接届けるという役割(パイプ機能)があります。この点は、消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)において、消費者庁の内部組織としての消費者政策委員会についてではありましたが、「『消費者庁の運営に消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組み』として、有識者から成る機関である消費者政策委員会を設置する」としていることが参考になります。消費者委員会が消費者庁から独立した機関となった現在、このようなパイプ機能は一層重要になっています。消費者基本計画においても、「消費者委員会は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、その役割を果たします」とされているところです。

なお、消費者行政推進基本計画では、消費者政策委員会について、さらに、「消費者と直接接点を持つ地方自治体の意見を政策に反映する仕組みを構築し、消費者の意見を政策にいかすことが重要である」をしていますが、この点は、地方懇談会を開催しているほかは、まだ不十分なところです。

これらの3つの機能のうち、パイプ機能は、審議会的機能の発揮にも監視機能の発揮にも不可欠です。

審議会的機能の中には、行政処分や法執行のプロセスで消費者委員会が関与するタイプのものと、消費者庁や他の省庁の企画・立案プロセスに消費者委員会が関与するタイプのものがあります。特定保健用食品の表示の許可や家庭用品品質表示法に基づく表示の標準の改正審議は、前者のタイプのもので、ここでは監視機能は希薄です。他方、発足から7か月間にあたる平成21年度内の審議事項では、消費者庁の工程表、消費者基本計画、消費者安全の確保に関する基本指針など、消費者庁発足に伴い必要となった大きな意味での計画づくりに、最も多くの時間を割いてきました。この作業は、消費者庁からの諮問を受けてのものですから、審議会的機能には違いありませんが、監視機能がかなり加わった内容になっています。すなわち、企画・立案プロセスに関与するタイプのものにおいては、審議会的機能と監視機能が不可分の関係にあるということです。このことは、これから審議が本格化する個人情報保護、公益通報者保護、集団的消費者被害救済制度や健康食品の表示のあり方に関する調査審議においても同様です。

消費者委員会の行う調査審議には、消費者委員会としても重要であると考えている事項について、消費者庁や他の省庁から諮問を受けて行う場合と、消費者庁や他の省庁から諮問を受けずに独自に行う場合があります。後者に該当するのが、未公開株等投資被害、こんにやく入りゼリー事故、自動車リコール、有料老人ホーム、決済代行業についての調査審議などです。前者の場合は、諮問する側も重要であると考えており、新たな施策をとる覚悟ができているのに対して、後者の場合は、関係省庁に問題意識が欠けていることが多いという違いがあります。したがって、後者の場合、審議会的機能のない監視機能プロパーの作業ということになるでしょう。前者の場合が答申や意見でまとめられるのに対して、後者の場合は建議や勧告、提言という形でまとめられることになります。

少し違った組み合わせになっているのが、地方消費者行政の充実・強化についての審議です。これは、消費者委員会も消費者庁もともに重要な事項だと認識しており、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則でも検討課題として掲げられていることですが、消費者庁からの諮問がなされることなく、消費者庁の地方消費者行政推進本部における検討と、消費者委員会における調査審議がそれぞれ行われてきました。今後は、消費者庁と消費者委員会で問題意識の共通する事項についての、消費者庁と消費者委員会の連携・分担のあり方を再検討すべきと思われます。

消費者庁や他の省庁が意識していない事項を取り上げて調査審議することは、消費者委員会ならではの機能であり、今後、消費者庁との機能分担の面からは、この機能をより重視していく必要があります。しかし、そのためには、問題や被害の状況、関係する法律の詳細、行政の実態、海外の対応状況等を独自に調査できる事務局が不可欠です。消費者委員会としては、調査部門のスタッフ増員を来年度に向けての最大の要求事項として掲げています。

委員、事務局一同、使命感をもって取り組んでおりますので、消費者・市民のみなさまの暖かいご鞭撻とご提言をお願い申し上げます。

第1章 消費者委員会の発足

1. 消費者庁・消費者委員会設置法等の制定

平成20年6月27日に「消費者行政推進基本計画」が閣議決定され、明治以来、あくまでも産業振興の間接的、派生的テーマとして、しかも縦割りの行われてきた我が国の消費者行政モデルを見直し、消費者行政を一元化する新組織の創設に向けた計画が示された。この計画で示された内容を踏まえ、第170国会（平成20年）に政府から「消費者庁設置法案」、「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」及び「消費者安全法案」からなる、いわゆる消費者庁関連三法案が提出された。

「消費者庁関連三法案」は、第171国会（平成21年）において審議がされ、政府案を一部修正のうえ、4月に衆議院で、同年5月に参議院で成立した。

国会における政府案の修正において、消費者庁関連三法案の一つである「消費者庁設置法案」は、消費者政策委員会の位置づけや権限について、所要の修正が行われ、併せて法律の名称も「消費者庁及び消費者委員会設置法」とされた。具体的には、「消費者政策委員会」を、政府案では、内閣府の外局となる消費者庁に置くとされていたものを、消費者庁を含めた関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、名称も「消費者委員会」と改称し、内閣府本府に置かれることとなった。また、委員会の権限強化のための方策の一つとして、関係行政機関の長に対する資料の提出等の要求権限を新たに規定した（資料1-1-1）。

2. 消費者委員会の所掌事務等

消費者委員会の所掌事務や権限については、「消費者庁及び消費者委員会設置法」（以下、本項において「設置法」という。）に、以下のように定められている（第6条第2項）。

- （1）消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。
- （2）内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、調査審議する。
- （3）消費者安全法第20条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求める。

消費者委員会は、自発的に調査審議や建議を行うことができ、内閣総理大臣に対し、法的根拠をもって勧告が行えるなど、いわゆる審議会等としては強力な権限が付与されている。また、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出等その他必要な協力を求めることができる（設置法第8条）とされている。

消費者委員会の体制については次のとおりとなっている。まず、消費者委員会は、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者」のうちから、内閣総理大臣が任命する 10 人以内の委員で組織される（設置法第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項）。委員の任期は 2 年となっている（設置法第 11 条第 1 項）。また、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を、それぞれ消費者委員会に置くことができる（設置法第 9 条第 2 項、第 3 項）。

委員、臨時委員および専門委員は、非常勤とされている（設置法第 11 条第 5 項）。なお、附帯決議において、初代の消費者委員会の委員の 3 人については、常勤的に勤めることが可能になるよう人選すること、その他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとされている。また、委員長および委員はすべて民間から登用することとされている。

委員会には、委員会の事務を処理するため、法定の事務局が置かれ、事務局長のほか、所要の職員を置くこととされている（設置法第 13 条）。消費者委員会は、第 171 国会における国会審議を通じ、

消費者庁から切り離された独立した組織として設置されることとなり、消費者委員会事務局も消費者庁から切り離されたこと

第 171 国会に提出された政府案（消費者政策委員会）と比べ、

- ・消費者行政全般に対する監視を行うこと
- ・自ら調査審議を積極的に行うこと

・附則、附帯決議等により、広範な分野にわたり多数の審議事項が加えられたことから、委員会に求められている業務を遂行するために、充実した事務局による支援体制が重要となった。附帯決議においても、事務局職員の任命にあたっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、委員会の補佐に万全を図ることとされ、委員会の所掌事務を行うために十分な人員を確保することとされた。

3．消費者委員会の発足

国会において消費者庁及び消費者委員会設置法ほか関連法が成立したことを受けて、消費者委員会の設立に関し意見を述べるために、「消費者委員会設立準備参与会」が設けられた。参与会は、平成 21 年 7 月 1 日から 8 月 26 日まで 6 回開催され、消費者委員会の審議体制や運営のあり方などについて検討が行われた。こうした準備を経て、同年 9 月 1 日の消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、内閣府に消費者委員会が設置された。

同日、有識者 9 名が内閣総理大臣により消費者委員会委員に任命されるとともに（資料 1 - 3 - 1）、消費者委員会事務局も発足した。

また、同日、消費者委員会第 1 回会合が開催され、松本恒雄委員が委員長に互選されたほか、「消費者委員会運営規程」が決定された。

第2章 平成21～22年度の消費者委員会の取組み

1. 委員会会合

(1) 総論

平成21年9月1日の消費者委員会の発足以降、平成22年8月31日までの1年間で、33回の委員会会合を開催した(資料2-1-1)。

委員会においては、様々な事項を審議していくなかで、必要に応じ、委員会からの建議や意見表明、関係省庁からの諮問に対する答申等を行ってきた(資料2-1-2)。

(2) 主な審議事項

消費者基本計画策定にあたっての審議およびその後の検証・評価・監視について

() 消費者基本計画策定にあたっての審議

消費者基本計画については、その案を消費者政策会議(庶務を消費者庁が行う閣僚会議)が作成しようとする際、消費者委員会の意見を聴かなければならないとされている。(消費者基本法第27条)

これを踏まえ、消費者委員会においては、第4回(平成21年10月26日)に消費者基本計画の策定の進め方等の議論を行ってから、計8回、消費者基本計画の策定にあたって審議を行った。この審議の過程で、消費者委員会からは、第16回委員会(平成22年3月3日)に、「消費者基本計画策定に向けての意見」を提示し、さらに答申を決定した第20回委員会(同年3月25日)においては、「消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点」をとりまとめた(資料2-1-3)。

() 消費者基本計画策定後の検証・評価・監視について

消費者基本計画は、消費者委員会で答申を行った後の平成22年の3月30日に閣議決定された。同計画を実効性のあるものとするためには、計画に盛り込まれた具体的施策の取組み状況について十分な検証・評価・監視を行うことが重要であるとされている。

同計画においては、消費者庁と各施策の推進に当たる関係省庁等は、重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化するとされており、さらに、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行うとされている。このため、消費者委員会としては消費者庁及び関係府省庁等に重要課題ごとの施策の実施についての工程について、消費者庁及び関係府省庁等に対してヒアリングを実施することとした。

具体的には、第25回(平成22年5月28日)から第28回(同年6月25日)まで4回にかけて実施した。内容としては、消費者基本計画の具体的施策171項目の中から、「消費者基本計画策定に向けての意見」(平成22年3月3日消費者委員会)の重要施策10項目に沿って、重要課題を選択したうえで、その中からさらに必要と判断

した 18 項目について、その工程についてヒアリングを実施した（資料 2 - 1 - 4）。

消費者委員会からの建議

・ 自動車リコール制度に関する建議

平成 21 年秋以来、自動車リコールに関する報道が国内外でしばしば大きくなされ、自動車のリコールに多くの注目が集まった。これらをきっかけに、消費者委員会は、自動車が消費者に身近な製品であることや、事故時のリスクの大きさ等を踏まえ、消費者の安全確保の観点から、平成 22 年 5 月より、自動車リコール制度に関する実態調査を実施し、その調査（「自動車リコール制度に関する実態調査報告」（平成 22 年 8 月 27 日）；本章 3 .（2）参照）により判明した事実に基づき、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づく初の建議「自動車リコール制度に関する建議」を国土交通大臣及び内閣府特命担当大臣（消費者）に対して行った（資料 2 - 1 - 5）。

さらに、消費者委員会は、この建議について、関係省庁に対して、平成 22 年 12 月までにその実施状況の報告を求めることとしている。

消費者委員会からの意見表明等

・ 自動車用フロアマットのアクセルペダル等への影響について

平成 21 年 11 月に、海外で自動車のアクセルペダルがフロアマットにひっかかり事故につながるおそれがあるという事象が発生した。その際、この事象については、フロアマットの種類や使い方の問題でもあるともされ、今回の一部車種だけの話ではなく、他の車種においても同様の問題が起こる可能性があると考えられた。こうした観点から、第 8 回委員会（平成 21 年 12 月 1 日）において、消費者庁に対し、関係者とも相談のうえ、事故の未然防止のために、消費者に対し適切な情報提供を行っていただきたい旨要請した。

また、第 21 回委員会（平成 22 年 3 月 31 日）では、国民生活センターから、「乗用車用フロアマットのアクセルペダル等への影響に関する調査結果」について報告を受けた。

・ 地方消費者行政の充実強化に向けて

消費者委員会は、消費者庁関連三法の成立の際に定められた附則や国会の附帯決議において、向こう 3 年間の集中育成・強化期間後の地方消費者行政の充実強化について検討するとされている。

これを踏まえ、地方消費者行政の充実について、第 2 回委員会（平成 21 年 10 月 7 日）に消費者庁における取組みを聴取し、第 6 回委員会（同年 11 月 16 日）以降、地方公共団体等からのヒアリングを行うなど、審議が重ねられた。一方で、消費者委員会事務局で実態調査を行い、第 9 回委員会（同年 12 月 8 日）において事務局から「地方消費者行政の実態調査報告書」が報告された。以上を踏まえ、第 10 回委員会（平成 21 年 12 月 14 日）において、今後の論点を整理した「地方消費者行政の充実強化

に向けて」をとりまとめた（資料2 - 1 - 6）。

・ **未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）**

金融取引に関しては、近時、未公開株の問題を初めとする詐欺的な商法による被害など、消費者にさまざまな被害が生じている。こうした状況を踏まえ、消費者委員会においては、第14回委員会（平成22年2月8日）に金融庁、警察庁からヒアリングを行ったほか、消費者庁において設置された「新たな手口による詐欺的な商法に関する対策チーム」での検討状況の把握も行った。これらを踏まえ、第22回委員会（同年4月9日）において、被害救済を迅速に進めるための民事ルールの整備、違法行為に対する抑止効果のある制裁措置の検討・導入、効果的な行政対応、について関係省庁に求める提言書「未公開株等投資詐欺被害対策について」をとりまとめた（資料2 - 1 - 7）。

・ **消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点**

消費者安全法第13条に基づき、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」が、第28回委員会（平成22年6月25日）において、消費者庁よりなされた。この報告に対し、本報告制度の目的である「消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用される」観点から、今後重視されるべき3つの基本的視点（情報の一元化と社会的共有化、分かりやすく使いやすい分類、原因究明結果と事故防止のための対応措置についての情報提供）を内容とする意見書「消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点」を同日の委員会においてとりまとめた（資料2 - 1 - 8）。

・ **こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言**

こんにゃく入りゼリーによる窒息事故については、内閣総理大臣（当時の内閣府国民生活局）が、平成21年4月27日に「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について」に係る食品健康影響評価を食品安全委員会に要請し、それに対し、平成22年6月10日に、食品安全委員会から、食品健康影響評価の結果を内閣総理大臣（消費者庁）に通知した。また、消費者庁においては、「食品SOS対応プロジェクト会合」で、平成22年3月以降、こんにゃく入りゼリー等の食品による窒息事故防止について検討がなされ、7月16日に検討結果をとりまとめ、公表した。

消費者委員会は、こうした動きを踏まえ、さらに6月以降行ってきた消費者庁、農林水産省、厚生労働省からのヒアリング等の審議を踏まえ、第31回委員会（平成22年7月23日）において、消費者安全法上の措置について、食品の形状・物性面での安全性についての法整備について、を内容とする提言書「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備

に関する提言」をとりまとめた（資料2 - 1 - 9）。

諮問を受けて答申を行った事項等

消費者庁からの諮問等に応じて、下記の事項について審議を行った。

- ・消費者庁の工程表については、第4回委員会（平成21年10月26日）において消費者委員会において審議され、それらを踏まえ、第7回委員会（同年11月24日）で再度審議、同日、消費者庁から公表された。
- ・特定保健用食品の表示許可については、新開発食品表示部会において、個別品目の特定保健用食品の表示許可についての審議された結果に委員長の同意を得た上で答申を行っている。これまでに3回（平成22年1月28日、4月19日、7月20日）答申。
- ・「消費者安全の確保に関する基本方針」について、消費者基本計画に関する審議と並行し、第4回委員会（平成21年10月26日）以降、継続的に審議を行い、第20回委員会（平成22年3月25日）に消費者委員会から答申を決定した。（なお、本方針は、同年3月30日に内閣総理大臣決定がされた）
- ・家庭用品品質表示法に基づく表示の標準「テレビジョン受信機」の改正については、平成22年1月13日に内閣総理大臣（消費者庁）からの諮問を受けて、第12回委員会（同年1月14日）に審議、同年1月25日に答申を行った。

その他

上記の審議の他に、次のような事項について審議を行った。

- ・エコナ関連製品への対応（第2回、第3回委員会 / 消費者庁から「食品SOS対応プロジェクト - エコナを例にして - 」の状況について報告、議論）
- ・事故原因究明機関のあり方（第5回委員会 / 独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構からヒアリング）
- ・法執行部門における情報の取扱い（第8回委員会 / 消費者庁内で1か月以上にわたって行政執行に関わる情報の共有化がなされなかった事例があったことを踏まえ、消費者庁からヒアリング）
- ・改正特定商取引法の施行にともなう問題（第10回委員会 / 改正特定商取引法と訪問販売お断りシールとの関係について、消費者庁からヒアリング）
- ・貸金業制度・多重債務者対策について（第21回委員会 / 消費者庁、金融庁からヒアリング）
- ・有料老人ホーム（第22回委員会 / 厚生労働省からヒアリング）
- ・架空請求メール（第22回委員会 / 東京都、総務省からヒアリング）
- ・裁判外紛争解決（ADR）機関（第17回委員会 / 独立行政法人国民生活センター、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（NACS）、日本証券業協会から実施状況についてヒアリング）
- ・健康食品の表示のあり方（第4回、第24回、第33回委員会 / 消費者庁で行わ

- れてきた「健康食品の表示に関する検討会」の検討状況等につき、ヒアリング)
- ・消費者教育（第 23 回委員会 / 日本消費者教育学会、文部科学省、消費者庁からヒアリング）
 - ・国民生活センターのあり方について（第 24 回委員会 / 独立行政法人国民生活センター、消費者庁からヒアリング）
 - ・決済代行業について（第 29 回委員会 / 独立行政法人国民生活センター、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（NACS）、全国相談員協会から被害状況などについて、ヒアリング）

また、委員間打合せを随時開催し、委員会に向けて、様々な消費者問題や消費者行政の課題につき、関係省庁や有識者等からのヒアリングや、委員の間の意見交換を行っている（資料 2 - 1 - 10）。

2 . 部会・専門調査会等における審議

平成 22 年 8 月末までに、2 つの部会および 5 つの専門調査会が設置されている。さらに、新開発食品調査部会には 2 つの調査会、消費者安全専門調査会には 1 つの調査会がそれぞれ設置されている（資料 2 - 2 - 1）。

（ 1 ）新開発食品調査部会

特定保健用食品の許可申請に係る審議については、従来は厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において行われていたが、平成 21 年 9 月の消費者庁及び消費者委員会の設置により、特別用途表示の許可制度が消費者庁に移管されたことに伴い、消費者委員会において審議を行うこととなった。これを受けて、新開発食品調査部会が設置された。

平成 21 年 12 月 25 日に第 1 回部会が開催されて以降、これまでに計 3 回開催された。いずれの回も特定保健用食品の表示許可に係る調査審議がされた。

部会長は田島眞・消費者委員会委員、部会長代理は川戸恵子・消費者委員会委員がそれぞれ務めており、部会の委員は 15 名となっている。（資料 2 - 2 - 2）

（ ）新開発食品評価第一調査会

新開発食品評価第一調査会は、特別用途表示の許可に関する調査審議のうち、腎・血圧、代謝、内分泌に関する事項について審議するため、新開発食品調査部会に設置された調査会である。

平成 22 年 3 月 1 日に第 1 回調査会が開催されて以降、これまでに計 2 回開催された。いずれの回も、個別品目の特定保健用表示許可に係る申請資料等に基づき、安全性及び効果の調査審議を行った。

座長は寺本民生・帝京大学医学部学部長、座長代理は久代登志男・日本大学医学部教授がそれぞれ務めており、調査会の委員は 9 名となっている。（再掲資料 2 - 2 - 2）

() 新開発食品評価第二調査会

新開発食品評価第二調査会は、特別用途表示の許可に関する調査審議のうち、消化吸収、免疫、その他第一調査会の調査審議事項以外の事項について審議するため、新開発食品調査部会に設置された調査会である。

平成 22 年 2 月 25 日に第 1 回調査会が開催されて以降、これまでに計 2 回開催された。いずれの回も、個別品目の特定保健用表示許可に係る申請資料等に基づき、安全性及び効果の調査審議を行った。

座長は山田和彦・女子栄養大学栄養学部教授、座長代理は清水誠・東京大学大学院農学生命科学研究科教授がそれぞれ務めており、調査会の委員は 13 名となっている。(再掲資料 2 - 2 - 2)

(2) 食品表示部会

食品に関する表示の基準に関する審議については、食品衛生法、あるいは農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(J A S 法)に基づいて、従来、厚生労働省と農林水産省における「食品の表示に関する共同会議」を中心にして行われてきたが、平成 21 年 9 月の消費者庁及び消費者委員会の設置により、食品衛生法及び J A S 法の表示に関する権限が消費者庁に移管されたことに伴い、以降は消費者委員会において審議を行うことになった。これを受けて、食品表示部会が設置された。

平成 22 年 3 月 23 日に第 1 回部会が開催されて以降、これまでに計 3 回開催され、個別の品質表示基準(チルドミートボール及びチルドハンバーグステーキの品質表示基準、遺伝子組換えパパイヤ及びパパイヤ加工品の表示義務化など)について等の議論がされた。

部会長は田島眞・消費者委員会委員、部会長代理は日和佐信子・消費者委員会委員がそれぞれ務めており、部会の委員は 21 名となっている。(資料 2 - 2 - 3)

(3) 消費者安全専門調査会

消費者安全専門調査会は、消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報の集約・公表の在り方、そのほか消費者安全に関する重要事項について、調査審議を行うために設置された専門調査会である。

平成 22 年 3 月 24 日に第 1 回専門調査会が開催されて以降、これまでに計 3 回開催され、主に事故情報の通知・集約についての議論が行われた。

座長は宇賀克也・東京大学大学院法学政治学研究科教授、座長代理は中川丈久・神戸大学大学院法学研究科教授がそれぞれ務めており、専門調査会の委員は 20 名となっている。(資料 2 - 2 - 4)

() 製品事故情報の公表等に関する調査会

製品事故情報の公表等に関する調査会は、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できない

事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について、評価・点検を行うために、消費者安全専門調査会に設けられた調査会である。なお、具体的な審議は、消費経済審議会の製品事故判定第三者委員会と合同で行っている。

平成 22 年 4 月 20 日に第 1 回調査会が開催されて以降、これまでに計 2 回開催され、各回において、製品起因による事故ではないと判断した案件、重大製品事故ではないと判断した案件について、原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について、原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について等の審議が行われた。

座長は西村隆男・横浜国立大学教授が務めており、調査会の委員は 6 名となっている。(資料 2 - 2 - 5)

(4) 地方消費者行政専門調査会

第 10 回委員会(平成 21 年 12 月 14 日)においてとりまとめられた、「地方消費者行政の充実強化に向けて」(本章 1 .(2) 参照)に掲げる論点その他の地方消費者行政の推進に関する事項について調査審議するために、地方消費者行政専門調査会が設置された。

平成 22 年 4 月 28 日に第 1 回専門調査会が開催されて以降、これまでに計 5 回開催され、地方消費者行政に関わる制度的枠組み、相談ネットワークのあり方について、相談員の実態と処遇のあり方、地方消費者行政における情報の収集・分析及び情報提供のあり方について、等の審議が行われた。

座長は片山善博・慶応義塾大学法学部教授、座長代理は稲継裕昭・早稲田大学政治経済学術院教授が務めており、専門調査会の委員は 13 名となっている。(資料 2 - 2 - 6)

(5) 公益通報者保護専門調査会

公益通報者保護専門調査会は、平成 21 年 9 月の消費者庁及び消費者委員会の設置により、公益通報者保護法が内閣府から消費者庁に移管された一方、消費者委員会においても、公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項についての調査審議を行うことが所掌事務となっていることを受けて設置された。

平成 22 年 6 月 9 日に第 1 回専門調査会が開催されて以降、これまでに計 3 回開催され、公益通報者保護制度について、各委員からそれぞれ所属する企業、団体、行政機関等における、取り組みやその運用状況をヒアリングの上、議論を行ってきている。

座長は島田陽一・早稲田大学法学学術院教授、座長代理は橋本陽子・学習院大学法学部教授が務めており、専門調査会の委員は 14 名となっている。(資料 2 - 2 - 7)

(6) 個人情報保護専門調査会

個人情報保護専門調査会は、平成 21 年 9 月の消費者庁及び消費者委員会の設置により、個人情報保護法が内閣府から消費者庁に移管された一方、消費者委員会についても、個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項についての調査審議を行うことが所掌事務とされていることを受けて設置された。

平成 22 年 8 月 5 日に第 1 回専門調査会が開催され、個人情報保護法制の現状等について審議が行われた。

座長は長谷部恭男・東京大学大学院法学政治学研究科教授、座長代理は藤原静雄・筑波大学法科大学院教授が務めており、専門調査会の委員は 18 名となっている。(資料 2 - 2 - 8)

(7) 集団的消費者被害救済制度専門調査会

集団的消費者被害救済制度については、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 6 項において、「法の施行後三年を目途として加害者の財産の保全に関する制度を含め、不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について必要な措置を講ずるもの」とされていることに加え、「消費者基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)においても、「消費者委員会の意見を聞きながら必要な措置を講ずる」とされている。これを受けて、第 32 回委員会(平成 22 年 8 月 6 日)で、集団的消費者被害救済制度専門調査会の設置を決定したところである。(資料 2 - 2 - 9)

3 . 調査

(1) 地方消費者行政の実態調査

消費者委員会で、地方消費者行政の在り方や地方支援についての検討が行われることを踏まえ、消費者委員会事務局において、地方消費者行政の実態を把握するため、消費者行政の基盤を担っている地方公共団体や消費者・事業者等の関係団体の協力のもと、ヒアリング等を実施し、その結果を「地方消費者行政の実態調査報告書」(平成 21 年 12 月)としてとりまとめた(資料 2 - 3 - 1)。

調査は、平成 21 年 10 月末から 11 月末まで行い、実施の方法としては、実地調査と書面調査の 2 つの方法で行った。実地調査では、事務局の職員が 10 府県、5 市、1 つの団体を訪問し、現場の方々あるいは職員の方々からヒアリングを行った。一方、書面調査は、全国 47 道府県及び 1,674 の市町村に対して行われた。

調査の内容としては、相談ネットワーク、情報ネットワーク、関係法執行体制という 3 点に着目して行った。

(2) 自動車リコール制度に関する実態調査

自動車リコール制度に関する実態調査は、自動車の使用者である消費者の安全確保の観点から、リコール届出の実施にとどまらず、リコールの端緒となる事故・不具合情報の収集、公表、そして分析・検証について実態を把握し、国土交通省や消費者庁が取り組むべき行政の課題を取りまとめたものである。消費者委員会では、この調査結果に基づき、審議した上で、平成 22 年 8 月 27 日、「自動車リコール制度に関する建議」(本章 1 .(2) 参照)を決定し、国土交通大臣等に対して改善の通知を行った。

本調査は、消費者委員会が、消費者庁及び消費者委員会設置法第6条に基づき実施した初めての調査であり、平成22年5月27日から3か月にわたり行われた。調査の実施の方法としては、同法第8条に基づく資料提出要求を関係省庁に実施するとともに、自動車関係団体や自動車メーカー等に対するヒアリング、一般の自動車ユーザーへのアンケート調査を行った。具体的には、国土交通省及び消費者庁に対して、メーカー等から国土交通省に報告されている非公開の情報等も含め各種資料の提出要求とヒアリングを行った。さらに、関係団体（計6団体）、自動車メーカー及び輸入事業者（計15社）からもヒアリングを行うとともに、一般の自動車ユーザーアンケートをインターネット調査により行った（有効回答数2,594）。こうした結果を「自動車リコール制度に関する実態調査報告」（平成22年8月27日）にとりまとめ、消費者委員会で報告した（資料2-3-2）。

調査の内容としては、事故・不具合情報の適切かつ効果的な収集が行われているか、消費者にとって必要な情報が分かりやすく、迅速に提供されているか、事故・不具合情報やリコールの改善措置に対する適切かつ効果的な分析・検証がなされているか、リコールの届出が迅速に実施されているかなどについて調査を実施し、課題を明確にした。

4．外部との意見交換等

（1）地方懇談会

消費者委員会では、地方消費者行政の充実に向け、地方消費者行政の実態や意見、消費者委員会で取り上げるべき議題やその論点への提案をお聞かせいただき、消費者委員会での議論に反映させることを目的として、地方懇談会を開催してきている。

本年4月以降、随時消費者委員会委員が地方を訪問しており、これまでに、13回行われている（資料2-4-1）。

（2）消費者団体ほか関係団体等との意見交換会

消費者委員会の発足後、これまでの委員会の運営状況を評価し、機能強化を含めた今後の運営改善の参考にするため、消費者団体ほか関係団体等から意見を伺うとともに、意見交換を目的とした意見交換会を、下記の通り、2回に分けて実施した。

1回目：平成22年7月23日

- ・全国消費者行政ウォッチねっと
- ・日本司法書士会連合会

2回目：平成22年8月6日

- ・全国消費者団体連絡会
- ・社団法人日本経済団体連合会
- ・日本弁護士連合会

具体的には、消費者委員会に期待する役割・機能、消費者委員会のこれまでの運営状況に関する評価、消費者委員会の問題点および対処方法、消費者委員会の委員の常勤化、などについて意見交換を行った。

(3) 消費者委員会宛て意見書・要望書

消費者委員会の発足以降、消費者委員会には、これまで 85 件の要望書・意見書が寄せられている。内容をみると、消費者問題について広範な分野に渡って要望がされている(資料 2 - 4 - 2)。

(4) 消費者委員会からの情報発信

委員会会合については、現在は原則毎月の第二・第四金曜日に開催をしている。委員会は一般からの傍聴を可能にしているなど、公開としている。議事録や配付資料もすべて公表されており、委員会のホームページからの閲覧が可能となっている。また、議事録が公表されるまでの間は、ホームページ上でインターネット配信を行っている。また、委員会終了直後に、一般傍聴者等との懇談会を行うという試みも 3 回行った(第 11 回(平成 21 年 12 月 21 日)、第 13 回(平成 22 年 1 月 29 日)、第 24 回(平成 22 年 5 月 14 日)のそれぞれの委員会後)。

また、委員会会合後などに、委員長等の記者会見を行い、委員会における審議内容、あるいは委員会からの意見表明を行った際にはその内容について説明等を行っている。これまでに、委員長記者会見を 7 回、委員長代理記者会見を 1 回行った(資料 2 - 4 - 3)。記者会見の議事要旨についても、ホームページ上で公表している。

部会・専門調査会の審議についても、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある等の場合を除き、原則公開としており、議事録あるいは議事要旨を公開している。

消費者委員会のホームページ(<http://www.cao.go.jp/consumer/>)においては、上記の情報その他、委員会の基礎的な情報(法令等)、消費者委員会委員の活動実績(地方懇談会、海外関係者との意見交換会の実績)などの情報提供を行っている。

(5) 消費者委員会委員と海外の消費者行政関係者との意見交換

海外の消費者行政関係者との意見交換については、これまで 2 回行っている。

- ・平成 22 年 4 月に、松本委員長が、韓国消費者院 Dr. Yong-Seen KIM 院長の訪問を受け、意見交換を行った。

- ・平成 22 年 7 月に、松本委員長が、ベトナム政府競争管理局の消費者保護関係行政官に対し、「消費者委員会の組織と役割」について講義を行った。